

監査公表第 6 号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した、都市整備部（都市政策課、駅周辺整備課、住宅政策課）及び建設水道部〔道路河川課（高規格道路対策室、郊外生活基盤整備室）〕に係る定期監査の結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成24年 3 月28日

敦賀市監査委員	安	久	彰
同	橋	本	幸夫
同	宮	崎	則夫

都市整備部及び建設水道部（道路河川課）に係る定期監査結果報告

1 監査の実施日

平成24年 2 月 20 日（月）

2 監査の対象

都市整備部（都市政策課、駅周辺整備課、住宅政策課）及び建設水道部〔道路河川課（高規格道路対策室、郊外生活基盤整備室）〕（以下「各課等」という。）に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理状況

3 監査の方法

監査は、あらかじめ提出を求めた調書及び関係諸帳簿を照合し、必要に応じ関係職員の説明を聴取して、財務及び事務事業の執行管理が適正に行われているか否かについて確認を行った。

4 監査の結果

住宅使用料の未収金については、徴収体制の強化を図り未収金の回収に努められたい。

なお、各課等における予算の執行及び事務処理は、おおむね適正に行われているものと認められた。

5 各課等の予算執行状況は別表1～4のとおりである。（別表省略）